

平成 18 年 5 月 20 日

北 海 道 消 費 者 被 害 防 止

# ネ ッ ト ワ ー ク ニ ュ ー ス No. 1 3

[事務局] 北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 〒 060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館西棟  
011 - 221 - 0110 F A X 011 - 221 - 4210

## 悪質商法から高齢者を守りましょう！

5 月 3 0 日は消費者保護基本法（現在の「消費者基本法」）の制定日です。内閣府では、その日を記念し「消費者の日」としています。また、制定月の 5 月を「消費者月間」として毎年、全国各地で消費者月間の行事が開催されています。今年の内閣府の消費者月間のテーマは「知恵と勇気で消費者被害を防ごう」となっています。

昨年の消費生活相談の状況を見ると、5 0 歳以下の相談件数は減少の傾向にありますが、6 0 歳以上の高齢者の相談件数が一層増加しています。

また、道立消費生活センターの相談で金額がわかる相談（総相談件数の約 4 7 %）の一件当たりの契約金額の平均は約 7 1 万 2 千円と前年度よりも約 2 5 万 7 千円も増加しています。

高齢者の相談の特徴としては、これまでと同様に「S F 商法」や「訪問販売」による布団類や浄水器、健康食品、健康機器、「展示会商法」などによる和服や宝飾品があげられますが、昨年は、社会問題化した床下点検工事などの悪質住宅リフォーム工事の相談も多く寄せられました。悪質リフォーム工事の相談は、最近では減少していますが、消防法の改正で住宅に「火災警報器」の設置が義務付けされたことも相まって、新たな手口で活動し始めることも予想されます。特に、以前に被害にあった人達は十分な注意が必要です。

更に、近年、認知症などで判断能力が低下した独居の高齢者などが次々と契約させられる相談が多くなっており、これらの**高齢者が安心して暮らせるよう地域ぐるみで見守る**ことが一層求められています。

### 北見市消費者被害防止ネットワーク会議の活動を紹介します

北見市のネットワーク会議では S F 商法の通報が入ると、ネットワークの一員である警察の協力を得て市職員が、路上で物を配り誘引している業者に道路使用許可証を持っているかを確認したり、会場の担当者に条例に基づいた適切な販売をするよう告げるなどの活動を行っており、その結果、最近では北見市内における S F 商法が激減したとのことです。まさにこれこそが内閣府が呼びかけている「知恵と勇気で消費者被害を防ごう」そのものの実践例と言えます。

また、この例は消費者被害の防止には、未然予防が最も重要であることが証明された例とも言えます。その意味からも未設置の市町村にネットワークを早く設置するよう呼びかけましょう。

## 要 注 意

# 「民事裁判取り下げ」を装う架空請求ハガキ等に注意！

[ 各 年 代 ]

[北海道警察本部相談課より]

「民事訴訟最終通告」、「総合消費料金未納分訴訟最終通告書」等の名称の架空請求ハガキ及び封書に関する相談が多数寄せられ、実際に金銭を騙し取られる事件も起きています。もし、この様なハガキ又は封書を受け取った場合は、次のことを参考に被害に遭わないよう注意してください。

どのような内容のハガキ(封書)なのですか？

債務不履行を理由に民事裁判を起こされているという内容で『過去の消費料金が未納で、契約・運営会社から民事訴訟の訴状が提出されている。連絡がない場合は裁判後、給料・動産不動産の差押さえを強制執行する。裁判取り下げ相談は本人から連絡するように。』等と書かれており、主婦層を中心に送り付けられています。

実際に被害はあるのですか？

今年2月には、差出人「法務省管轄機構民事訴訟管理局」から、上記内容のハガキが札幌市内居住の61歳の男性に届き、この男性がハガキに書かれた連絡先に電話したところ、弁護士を騙る者(共犯者)を紹介され、同弁護士を騙る者から「裁判取り下げに金がかかる」等といわれたため、老後の蓄え約3,700万円を宅配便で指定先に送金する振り込め詐欺の被害に遭っています。(現在、警察で捜査中)



ハガキや封書が送られてきた場合、どうしたらいいのですか？

ハガキ又は封書がきても慌てずに、まず警察に相談し内容を確認してもらいましょう。

相手には絶対電話をせず、ハガキ及び封書の内容は無視しましょう。

相手から電話がかかってきた場合には、「警察に相談している」ことを告げて毅然と要求を拒否しましょう。

万が一、被害にあってしまった場合は、速やかに地元の警察に届出ましょう。

[警察ほっと情報より抜粋]

## 要 注 意

# アナログ周波数変更対策工事に係わるテレビ調査員、 工事人を名乗る悪質商法に注意！

[総務省北海道総合通信局放送課より]

## アナログ周波数変更対策工事とは

地上デジタル放送の開始に先立ち、一部の地域では、現在ご家庭でご覧頂いているテレビの放送チャンネル変更に伴い、テレビ、ビデオ等の受信チャンネルの再設定が必要になります。また、場合によっては、屋根のアンテナ取り替えなどの工事が必要になることがあります。

## テレビ受信調査員の調査実施方法

アナログ周波数変更対策工事のある地域を確認するため、腕章・調査員証を携帯したテレビ受信調査員が、現地に赴いて調査を実施します。  
住民から不審者と勘違いされることも想定されますので事前にお知らせします！

## 工事を行う場合は

工事を行う場合は、予めご希望の工事日時を確認した上で、腕章・調査員証を携帯したテレビ調査員が各戸を訪問して対策工事を実施します。  
本対策工事には、各ご家庭での負担は一切生じません！

## 悪質商法に十分注意しましょう！

テレビ調査員や工事人を名乗りご家庭を訪れ、その場で工事費を請求する者は悪質商法の疑いがありますのでご注意ください！

突然「工事をします」と言って訪問する者は、悪質商法の疑いがありますのでご注意ください！

不審に思われる場合は、また、ご不明な点がございましたら、次の連絡先までご一報をお願いします。

アナログ周波数変更対策の関係  
北海道地域受信対策センター  
フリーダイヤル 0120-567-621  
フリーファックス 0120-567-623

地上デジタル放送の関係  
総務省北海道総合通信局放送課  
Tel 011-709-2311  
(内線4665)

# 厳 重 注 意 住 宅 用 火 災 警 報 器 の 悪 質 業 者 が 現 る ！

〔新築住宅及び既存の戸建て住宅・集合住宅〕

〔北海道立消費生活センターより〕

近年、就寝中の火災で逃げ遅れによる死亡事故が増加しており、今後、高齢化に伴いさらに増加する恐れがあるため、消防法が改正され平成18年6月1日から新築住宅に火災警報器の設置が義務付けられました。

なお、既存住宅やマンションなどの火災警報器の設置義務付は、札幌市は平成20年6月1日、江別市は平成23年6月1日からと、市町村の条例で異なるため、先に悪質業者の出現に対する注意を呼びかけていましたが、道内で「火災警報器が義務付けられたため、すぐに設置しなければならない」かのように騙る悪質な火災警報器の販売業者が現れていますので十分に注意しましょう。

## 火災警報器の設置場所

火災警報器の設置場所は、就寝に使われている部屋全て及び、二階以上に寝室がある場合は階段への設置を義務付けしています。しかし、台所の設置や設置後の消防署への届出を義務付けている市町村もあります。設置に当たっては、まず、お近くの消防署に相談しましょう。

## 火災警報器の種類

火災警報器には簡単に取付けられる電池式と配線工事が必要なタイプがあり、価格も大きく異なります。また、外国の製品もありますので、設置に当たって判断がつかない場合は設置前に消防署に相談しましょう。



## 悪質商法に気を付けよう！

訪問販売などで契約を勧められても契約せずに、まず、お近くの消防署に相談する。  
「すぐに取り付けなければならない」と工事を急がせる業者とは契約しない。  
工事契約をする前に、まず、見積書を取り価格を比べる。  
悪質な販売業者に強引に契約させられたときは、工事が終わっていても、すぐにお近くの消費生活相談窓口や警察、消防署などに相談する。